

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

## 1. 令和5年4月1日から新たなクロマグロ遊漁の規制 (※1) が始まります！ (令和5年3月31日まで採捕禁止)

- 小型魚(30kg未満)は採捕禁止です。釣れてしまったら直ちにリリースしてください。
- 大型魚(30kg以上)のキープは1人1日1尾までです。1尾キープした後に別のクロマグロが釣れたら、後に釣れたクロマグロを直ちにリリースしてください。
- 遊漁者はキープしたクロマグロの重量・海域等の水産庁への報告をお願いします。(キャッチ&リリースしたのものについては報告義務はありません。)下の「遊漁採捕量報告のお願い」から、採捕してから5日以内に報告してください。
- 採捕数量が以下の時期ごとに概ね以下の数量を超えるおそれがある場合、その時期中は採捕禁止となることが公示されます。

時期	R5年					R6年
	4～5月	6月	7月	8月	9月～12月	1～3月
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※

※概ね40トンから全海区における令和5年4月1日から12月31日までの採捕数量の累計を差し引き、R4年度の超過分(2.6トン)を差し引いた数量

- 全体の採捕数量が37.4トンを超えるおそれがある場合、令和6年3月31日まで採捕禁止となることが公示されます。
- 採捕禁止期間中はクロマグロを狙ってのキャッチ&リリースを前提とした釣りもしないでください。クロマグロ以外の魚を対象とした釣りをしていて、クロマグロが針にかかった場合は直ちにリリースしてください。
- 遊漁者が採捕したクロマグロを営利を目的に販売し、利益を得ることは、「沿岸くろまぐろ漁業」を営むことになり、沿岸くろまぐろ漁業の承認について定めた広域漁業調整委員会の指示に違反することとなります。
- 指導に従わない等の悪質な違反者に対しては、農林水産大臣が指示に従うよう命令(裏付け命令)をし、その命令に従わなかった場合、罰則(1年以下の懲役、50万円以下の罰金等)が適用されます。(漁業法第191条)

詳しい内容は右のQRコードから水産庁のWebサイトで確認してください。



お問い合わせ先  
水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室遊漁・海面利用)  
(ダイヤルイン:03-3502-7768 FAX:03-3595-7332)